

Constitution of New York, 1846

ARTICLE VI.

§ 24. The legislature ... shall provide for the appointment of three commissioners, whose duty it shall be to revise, reform, simplify, and abridge the rules of practice, pleadings, forms and proceedings of the courts of record of this state ....

ARTICLE I.

§ 17. ...the legislature ... shall appoint three commissioners, whose duty it shall be to reduce into a written and systematic code the whole body of the law of this state ....

1847.4.8: State Commission on Pleading and Practice 設置。同年 9 月, 辞任した委員の後任委員。  
(1857: Commissioners of Code 設置。)

「訴訟原因」の定義——侵害されたと主張される法的権利に基づいて訴訟原因を定義すべき（人身損害と物的損害で二つの訴訟原因となる）か、あるいは救済を根拠づける事件・取引に基づいて訴訟原因を定義すべき（一つの不法行為であれば訴訟原因は一つとなる）か。

「事実」の定義——法的評価・法的結論と事実と証拠と。たとえば,

- (イ) 過失によって  
酒気を帯びて  
呼気中のアルコールの濃度が XX パーセントであるにもかかわらず
- (ロ) 過失によって  
前方不注意で  
30 メートル前を横断しようとしている人に気付いてスピードを落すことなく

**【訴答のあり方の変遷】**

訴答の呼称	common law pleading	code pleading	federal pleading
別称	issue pleading	fact pleading	notice pleading
訴答の目的	単一の争点 (issue) の形成	当事者が主張する事実の開示; 訴訟・争点の範囲の確定	当事者の主張の概要の告知 (訴答以外に、開示手続や事実審理前協議+事実審理前命令がある)
当事者の役割	当事者は訴訟方式に従って適用される法原則を選択し、主張する。法原則の選択を誤ることで敗訴する可能性がある。	当事者は事実を通常の簡潔な用語で主張すればよい。事件にあてはまる法原則の発見・適用は裁判所の役割。	訴答の役割自体が縮小された。
選択的主張・矛盾する主張	許されない。	当初は認められなかったが、後に許されるようになる。	当初から明文で認められていた。

## 5. 合衆国憲法の制定

(2)(e) [続き]

### 大統領の拒否権

Art. I, §7, clause 2

pocket veto——議会の会期末 10 日間に送付を受けた法律案について大統領が承認しない場合には拒否権の発動と同じことになる。

(f)連邦裁判所裁判官——上院の同意を得て大統領が任命（最高裁判官——Art. II, §2, clause 2；控訴裁判所裁判官——28 U.S.C. §44；地方裁判所裁判官——28 U.S.C. §133）。

裁判官の任期——終身 Art. III, §1

during good behaviour←←→→during the pleasure of the Queen

裁判官の引退——連邦裁判官の場合

70 歳で在任 10 年, 65 歳で在任 15 年, salary と等しい annuity が支給される (28 U.S.C. §371)

### (3)Federalists と Anti-federalists

- Federalists——都市及び商業的農業地域（商業経済の発展と産業資本の育成を求める人々, 市場経済の中で活動する人々——商工業者, 大農園主, 上層農民, 投機業者〔公債・土地〕）——国内市場を統合できる通商規制権と対外的により強い交渉力を持つ強力な中央政府が必要——富裕層の多くを抱える——財産・学識が豊富——有効な広報・宣伝活動
- Anti-federalists——自給的農業地域——自分たちから離れたところに位置する強力な権力の出現を嫌う

The Federalist Papers (New York City 紙上に 85 回にわたって掲載された, 1787.10.27~1788.8.16)の執筆者 =Publius

- John Jay——ニュー・ヨークの法律家。ニュー・ヨークの憲法を起草。1783 年のパリ条約締結交渉に携わる。連合規約のもと外務長官を務める。後, 初代合衆国最高裁首席裁判官。
- James Madison——合衆国憲法の起草のさい基礎となったバージニア案を起草した。“Father of the Constitution”と呼ばれる。後, 連邦議会下院議員（憲法の第 1～第 10 修正を起草）, 国務長官, 第 4 代大統領。
- Alexander Hamilton——ニュー・ヨークの法律家。後, ワシントン大統領のもと財務長官。早くから強い中央政府の必要性を唱える。

※内容——合衆国憲法の解説, 正当性を説明。独立宣言, 合衆国憲法に次ぐアメリカ政治史上の古典といわれる。

## 6. 新生合衆国の裁判所と法

### (1) 連邦裁判所制度の成立

#### (a) 最高裁判所裁判官数の変遷

1801 年—5 人, 1807 年—7 人, 1837 年—9 人, 1864 年—10 人, 1866 年—7 人, 1869 年—9 人～現在。

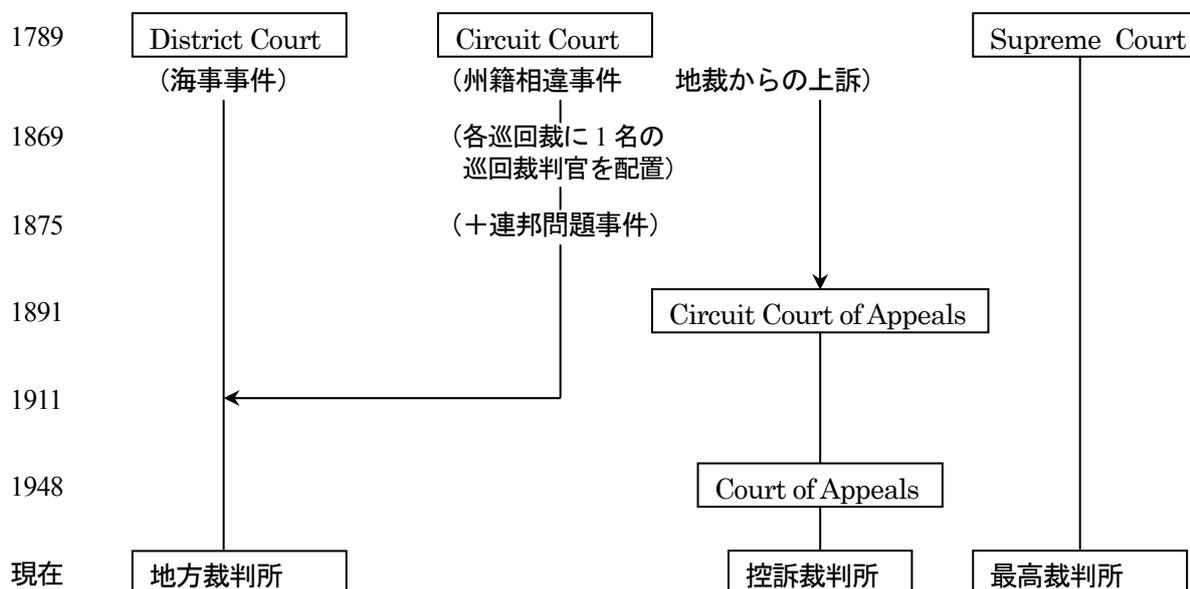
#### (b) 下級裁判所の変遷

巡回裁判所の管轄権——1875 年の法律によって, 合衆国の憲法, 法律, 条約のもとで生じる事件についての第一審管轄権が巡回裁判所に与えられた。

巡回裁判所の上訴管轄権は, 1891 年に設立された合衆国巡回控訴裁判所 (Circuit Court of Appeals) に

移管された。

巡回裁判所は 1911 年に廃止され、その第一審裁判管轄権は地方裁判所に移管された。



(2) 違憲立法審査権の確立

1800 年頃の連邦派と共和派との対立

	Federalists	Republicans
政治	有産階級のための政治	一般民衆のための政治
政治の担い手	富と知性を備えた上層階級	教育により自由で独立の判断ができる 自営農民
言論の自由	ある程度の制限が必要	十分な保障が必要
対外関係	親英的	親仏的
経済	商工業の育成が重要。関税による産業の 保護が必要。	自営農民層の育成が重要。
連邦と州	連邦政府の権限を強化すべき (中央集 権)。連邦の優位。	連邦政府の権限は限定すべき (州権の尊 重)。州と連邦の対等関係。
合衆国憲法の解釈	自由な解釈	厳格解釈
憲法の解釈権限	最終的解釈権は連邦最高裁にある。	三権が各々の権限について最終的な解 釈権を持ち、連邦と州は対等。

(a) Marbury v. Madison

【事件の背景】

第 2 代大統領 John Adams (国務長官は John Marshall)

1800.11 大統領選挙で Thomas Jefferson が現職の John Adams を破った。連邦議会選挙でも共和派が勝ち、連邦派は敗北。

1801.1.20. Adams 大統領は、国務長官 John Marshall を最高裁長官に指名。

1801.1.27. 上院が Marshall の最高裁長官への任命に同意。

1801.2.4. 国務長官 John Marshall が最高裁長官に就任 (1801.3.3.まで国務長官を兼務)。

1801.2.13. 連邦議会は Circuit Court Act 制定——16 の巡回裁判官職を新設。

1801.2.27. 連邦議会は Organic Act 制定——コロンビア地区に 42 の治安判事職を新設。

1801.3.2. Adams 大統領は 42 人の治安判事を指名。同日、上院は 16 名の巡回裁判官の任命に同意。

1801.3.3. 上院は治安判事職指名された 42 名について同意を与えた。

16 名の巡回裁判官と 42 名の治安判事の辞令は Adams 大統領の署名, Marshall 国務長官の署名, 国璽の押捺を終えた。しかし、辞令の交付を受けない者が数名残った。辞令を交付された者は、それぞれ、"midnight judges," "midnight justices of the peace" と呼ばれる。

1801.3.4. Jefferson が第 3 代大統領に就任。国務長官に James Madison が就任 (1801.3.5)。Jefferson は Madison に辞令を交付しないように命じた。

Marbury は、下級裁判所に提訴して最高裁に上訴するのではなく、最高裁に直接職務執行令状を求めた。

#### 【最高裁のジレンマ】

Jefferson と Madison——裁判所の命令が下されても無視するつもりであった。彼らは、行政部や立法部に対して命令を下す司法部の権限を否定していた。

事件を却下すると、Jefferson の立場を黙認することになる。

職務執行令状を発給すると、それは Jefferson と Madison によって無視される。そして最高裁の無力さが露呈する。

## 7. 法典編纂運動

### (1) Jacksonian Democracy

Jackson の当選(1828)、大統領就任は 1829——西部出身で大学教育を受けていない最初の大統領。エリートによる人民のための政治から人民による人民のための政治へ。

◆背景——西部：基本的に平等な社会（貧富、教育、家柄の差のない社会）——交代して政治にあたる。

東部：工業の発達→労働者階級の政治的権力の要求

◆司法——人民による政治の理念の影響を受け、専門家による裁判に対する否定的な認識が広まる。

裁判官職に任期制を導入（1830s～1840s）；裁判官職の公選制拡大（1840s～1860s）；陪審の重視（刑事事件において、裁判官の説示の拘束力否定、エクイティにも陪審審理を認める）、裁判官の裁量の制限

【アメリカの裁判官の選任制度——州最高裁判事について 2006 年現在 The Book of the States, vol.38, 2006】

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| ・メリット方式  | 23 州（選任委員会による実績に基づいた選任） |
| ・知事による任命 | 4 州                     |
| ・議会による任命 | 2 州                     |
| ・非党派的選挙  | 13 州                    |
| ・党派的選挙   | 8 州                     |

※メリット方式——①弁護士会によって選ばれた弁護士代表、知事によって選ばれた非法律家、および裁判官の代表によって構成される裁判官指名委員会（judicial nominating commission）による裁判官候補者名簿の作成、②知事が候補者の中から 1 名を選んで任命、による裁判官選任方式のことで、③（この方式を採用する州の半数ほどで）当初の任期満了時において、再任のために市民による信任投票を経ることが必要とされる。

### (2)